

日本国 東京都教育委員会

と

カナダ国ブリティッシュコロンビア州 教育省ならびに高等教育省

との間の

教育に関する

了解覚書

日本国東京都教育委員会とカナダ国ブリティッシュコロンビア州教育省ならびに高等教育省(以下「双方」という)は、

- a. 日本とブリティッシュコロンビア州の文化的・経済的関係の絆が強固である
- b. 多文化・多言語教育は、国民同士の理解と連携を育むために効果的な手段である
- c. 多文化・多言語教育は、文化的アイデンティティを維持するだけでなく、自文化をより豊かにする手段でもある
- d. 双方は、文化価値の向上と市民間の相互理解を協力して促進するために最善の努力を行う

ことを踏まえ、

双方間の教育に関する協力と協働の範囲を拡大し、相互教育交流ならびにその推進において協力関係を樹立することを希求し、

以下の事項について合意した。

1. 目的

本覚書の目的は、東京都とブリティッシュコロンビア州の間で実施する教育交流ならびに

その推進において、協力関係を強化する分野を明確化することである。

2. 情報交換

双方とも、各々の権能に従って、以下の事項を伝えることを目的として、共同で情報交換を促進する。

- a. 教育方針と規則
- b. 相互教育交流並びに推進の活動
- c. 相互訪問に関する情報の共有
- d. 互いの教育機関ならびに共同プロジェクトに対する情報やサービスの提供

3. 協力分野

双方とも、相互教育交流と協力に対し、以下の優先分野の検討を行う。

- a. 客員教員
 - i. 双方とも教育者のために、互いの学校や教育機関での実習もしくは留学の機会の推進について協力して取り組む。これには東京都やBC州の学校・教育機関で実施している研修ならびに研究プログラムを含む。
- b. 生徒の流動性
 - i. 双方とも、必要に応じて学校、教育機関、その他の機関等への紹介を行うなど生徒が東京やBC州の学校や教育機関に留学する機会の増大促進について協力して取り組む。
 - ii. 双方とも、カリキュラムならびに学校や教育機関において質の高い教育を確実に実施すること、そして東京またはBC州からの留学生を含む在校生が当該地域で高等教育機関への進学を目指すために必要な学力や知識を身につけるための機会を整える。
- c. 学校間交流
 - i. 双方とも所轄する学校において、姉妹校交流をはじめとする学校間交流の促進に向けた検討を行う。
 - ii. 双方の所轄する教育機関に関し、様々な教育プログラム等について情報交

換を行い、交流の深化に向け協力する。

d. その他の協力事項

- i. 双方は互いに協力する項目に関して提案を行い内容について協議する。
協議上、双方が同意したものについては協力して取り組む。

4. その他の事項

- a. 本覚書は、双方間の法的関係を結ぶものでも法的関係を結ぶ意思を明示するものでもなく、また双方にいかなる法的もしくは契約上、財務上の権利や義務を作り出すものでもない。
- b. 双方とも本覚書に基づいて各自の判断で、人材等のリソースがある場合、ケースバイケースで協力活動を行う。
- c. 双方は、本覚書のあり方、有効性、終了、解釈、もしくは適用に関する疑問なども含み、本覚書に関して意見の不一致がある場合、話し合いを通じて穏便に解決する。

5. 有効期間

- a. 本覚書は
 - i. 署名後直ちに発効し、4年間有効とする。その後の4年間は自動的に1年間ずつ有効期間を延長し、最高8年まで延長される。
 - ii. 変更の必要がある場合、双方の書面による合意により修正を行う。
 - iii. 終了する場合、双方のどちらか一方が相手側に終了の1ヵ月前に書面により通知する。

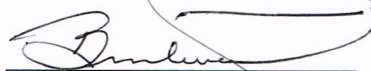
本覚書は2015年9月15日東京にて署名した。本覚書は日本語文および英語文が同等の効力を持ち、各々2通作成する。

日本国東京都教育委員会を代表して
教育長

中井敬三

中井敬三

カナダ国ブリティッシュコロンビア州
教育省および高等教育省を代表して
ブリティッシュコロンビア州
アジア担当代表



Ben Stewart

(ベン・スチュワート)